

明治大学大学院経営学研究科 博士学位取得のためのガイドライン

課程博士

【本研究科で授与する学位】

経営学専攻 博士（経営学） Doctor of Philosophy in Business Administration

【博士学位請求の要件】

在学期間

- (1) 本研究科博士後期課程に3年以上（見込を含む）在学し、所定の研究指導を受けていること。
- (2) 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた後退学した者にあつては、博士後期課程入学時の入学日から起算して8年以内に限り、研究科委員会の許可を得て再入学し、課程博士の学位を請求できるものとする。

単位要件

- (1) 指導教員が必要と認める授業科目12単位を修得しなければならない。
- (2) 指導教員が必要と認めた場合には、博士前期課程設置科目、他研究科設置科目及び別表1の2に規定する研究科間共通科目を履修することができる。

研究業績

本研究科の『経営学研究論集』、本学経営学部の『経営論集』、本学社会科学研究所の『明治大学社会科学研究所紀要』などに4編程度発表されていることが必要である。そのうち1編はレフリー制のある学会誌に掲載されていることが望ましい。

研究倫理教育の受講

本学が定める研究倫理教育を受講していること。

研究指導

以下に掲げる本研究科学位請求までのプロセスを経ているものとする。

【学位請求までのプロセス】

研究指導体制

入学志願時に指名し、承認を得た受入担当教員を指導教員として博士学位取得のための研究を行う。
また、毎年5月末までに、指導教員と面談のうえ研究計画書を作成する。

- ステップ1 博士前期課程で学んだ基礎知識に基づき、入学時に決定した指導教員から、各自の研究テーマに関係する文献・資料などの収集、さまざまな調査・分析活動と「特殊研究」を通じて博士学位取得に必要な研究指導を受ける。
- ステップ2 指導教員からの研究指導を受け、本研究科の『経営学研究論集』、本学経営学部の『経営論集』、本学社会科学研究所の『明治大学社会科学研究所紀要』、その他レフリー制のある学会誌に論文を投稿する。
- ステップ3 学術的に優れた論文、計4編程度を統一的なテーマのもとで体系化し、学位請求論文とする。作成された学位請求論文について、指導教員が経営学研究科で定めた要件を備えているものと判断した場合、4月1日から8月31日までに予備登録をし、予備登録の当日から8月31日23時59分までの間に経営学研究科委員会に提出する。

【博士論文に求められる要件】

博士論文は、自律的に研究活動を遂行することのできる研究能力を有し、その基礎となる豊かな学識を示すと認められるものであり、かつ、本研究科の博士学位請求論文として相応しい質・量・内容・水準を備えたものでなければならない。加えて、以下の点に留意したものでなければならない。

- (1) 論文の独創性
- (2) 研究テーマの学問的意義・適切性
- (3) 論文の体系性
- (4) 先行研究の調査
- (5) 理論的分析、実証的分析
- (6) 論旨・主張の統合性・一貫性
- (7) 形式的要件

論文の審査にあたっては、次のような規準を適用する。

- (1) 論文は、これまでの研究状況を踏まえたうえで、何を付け加えたかを明確にするとともに、そのことを通じてその分野の研究に寄与する内容をもつことが求められる。
- (2) 理論ないし学説に関するテーマについては、その分野でこれまでの業績に十分に検討を加えたうえで、理論を明確にしながら、論文提出者の知見を提示することが求められる。
- (3) 実証的ないし歴史的なテーマについては、これまでの研究成果についての検討に加えて、十分なデータないし史料を検討・分析し一定の命題を論証することが求められる。
- (4) 新たな認識あるいは方法の適用や国際比較など新しい分野の研究やアプローチについては、そのユニークさや特徴について論述することが求められる。

なお、すでに『経営学研究論集』や学会誌などで発表した論文等を博士論文の一部として用いる場合には、初出一覧表を博士論文の最後に掲載することとする。

【博士学位請求時の提出書類・提出期間等】

予備登録

予備登録時期は論文提出年度の4月1日から8月31日までとする。論文提出予定者は、必ず指導教員と相談のうえ、以下の書類を提出すること。

- (1) 学位請求書（本学所定様式：経営学研究科のホームページからダウンロード）
指導教員の署名を得たうえでスキャンデータを提出すること。また、論文題名は和文には英文訳を、欧文には和文訳を付すこと。（欧文が英文以外の場合、英文訳も付すこと。）
- (2) 履歴書（本学所定様式：経営学研究科のホームページからダウンロード）
暦年は西暦表記とする。
- (3) 業績書（本学所定様式：経営学研究科のホームページからダウンロード）
暦年は西暦表記とする。
- (4) 博士学位請求者推薦書（推薦者は指導教員または本研究科委員会委員2名）

論文等提出期間

予備登録の当日から8月31日23時59分まで。

提出先

Oh-o!Meijiグループへの提出を原則とする。

ただし、ファイルサイズ（30MB）の制限などによりOh-o!Meijiでの提出ができない場合は、別途研

究科の定める方法により提出する。事前にファイルサイズを確認し、30MBを超える可能性がある場合は、提出方法について研究科に問い合わせること。

なお、受付は、指定提出期間内のみとし、提出締め切り時間経過後は、理由の如何を問わず受け付けられないので、十分注意すること。

審査手数料

不要

提出書類

(1) 学位請求論文

表紙は、本学所定様式（経営学研究科のホームページからダウンロード）を使用すること。

(2) 論文要旨（4,000字程度）（本学所定様式：経営学研究科のホームページからダウンロード）

(3) 明治大学学術成果リポジトリ登録・公開許諾書（本学所定様式：経営学研究科のホームページからダウンロード）

【学位審査の概要】

指導教員による承認

博士学位を請求しようとする者は、博士論文提出資格を満たし、指導教員から当該論文の内容、水準、形式について確認及び指導を受け、指導教員が博士学位請求に十分な水準であるとの判断をした場合に、論文を提出することができる。

学位請求者の推薦

指導教員または研究科委員会委員2名が学位請求者を推薦することができる。研究科執行部は提出された学位請求論文について、申請資格と当該論文の形式要件について確認を行う。研究科執行部が提出資格と論文の形式要件を満たすと判断した場合、すみやかに研究科委員会に諮り、指導教員または研究科委員会委員2名からの推薦をもとに審査して予備審査開始の可否を決定する。

予備審査

研究科委員会は、予備審査を決定した学位請求論文について、主査1名及び副査2名以上（副査には他研究科、他大学等の研究者を選定することがある）の予備審査委員を選出する。予備審査委員には推薦者1名を委員に選定することができる。

予備審査期間は12月に開催される研究科委員会までとする。予備審査においては面接も実施し、予備審査委員は博士学位請求者に対して学位請求論文の加筆、修正を求めることができる。

予備審査報告と閲覧

予備審査委員は予備審査報告書を研究科長に提出し、予備審査の結果について研究科委員会に報告する。

予備審査を終了した後、予備審査で指摘のあった修正後学位請求論文の提出を求め、論文については予備審査の結果の報告後から受理の可否を決定するまでの約1ヵ月の間、研究科委員会委員の閲覧に供する。

受理審査

閲覧期間後に、研究科長は学位請求論文を研究科委員会に諮り、受理の可否を決定する。

本審査

論文の受理を決定した場合、研究科委員会は主査1名及び副査2名以上（副査には他研究科、他大学等の研究者を選定することがある）の審査委員を選出する。審査委員には、原則として予備審査にあたった委員を選定する。

受理を決定した論文は、引き続き可否を決定するまでの間、研究科委員会委員の閲覧に供する。

審査委員会は、当該学位請求論文を中心としてこれに関連ある科目について、試問の方法により審査を行う。ただし、次のいずれかの条件を満たす者には外国語に関する試問を行わない。

- (1) 論文提出時において大学または大学院の専任教員である者
- (2) 博士前期課程において英語以外の外国文献研究を4単位修得した者
- (3) 論文作成にあたって2ヵ国語以上の外国語文献を使用していて、2ヵ国語以上の外国語に精通していると認められる者

博士学位請求者は、可否判定を行う研究科委員会開催の10日前までに最終版の「学位請求論文」及び「論文要旨」のPDFデータ並びに「明治大学学術成果リポジトリ登録・公開許諾書」を大学院事務室にデータにて提出する。なお、提出後の論文修正は一切認められない。

審査終了後、審査委員会は研究科委員会に可否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出する。

博士学位請求論文の審査及び試問は、2月の研究科委員会までに終了しなければならない。ただし特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、1年以内に限り延長することができる。

学内機関による審査

研究科委員会は審査委員会からの報告をもとに、審議のうえ投票により可否を決定する。研究科委員会で合格と認められた者は、大学院委員会の承認を経て、博士学位が授与される。

【学位審査等に関わる教員の責務】

審査委員の構成と責務

審査委員会は、指導教員のほか、当該論文に関連ある科目の担当教員2名以上（副査には他研究科、他大学等の研究者を選定することがある）により構成し、厳正なる学位審査に努めるものとする。

各教員の責務

各教員は、研究科委員会における審査において、当該学位論文を公正かつ客観的に評価し、当該学位の水準を保つよう努めるものとする。

【博士学位論文の公表】

審査要旨の公表

博士学位が授与された場合は、当該学位論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットにより公表する。

学位論文の公表

博士学位論文は、本学学位規程第22条に準拠してこれを公表しなければならない。

明治大学学位規程 第22条

本大学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、明治大学審査学位論文と明記して、当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を、求めに応じ、閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本大学の定めるところに従って、インターネットの利用により行うものとする。

※ 「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると本大学が

承認した場合をいう。

- 例 ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

なお、これらの場合においても、やむを得ない事由が解消された際には、速やかに博士論文全文をインターネットで公開しなければならない。

※ 博士学位論文提出にあたり、学位請求者は博士学位論文をインターネットにより公表することについての著作権関係上の諸問題を解消しておかなければならない。

例 ○ 刊行物の場合、出版社の了解を得ておくこと。

○ 引用の図版・写真がある場合、著作権者の同意を得ておくこと。

※ 博士学位論文が、特許などの申請に関連する場合、同申請手続きについては論文提出前に行っておかなければならない。なお、手続き方法等について不明な場合は、指導教員の指示を受けた後、各キャンパスの研究知財事務室に相談すること。

本学及び国立国会図書館における公表

博士学位論文の要旨及び全文は「明治大学学術成果リポジトリ」により公表する。明治大学学術成果リポジトリにより公表された博士学位論文の要旨及び全文のデータは、国立国会図書館において利用に供される。